

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第9回合併協議会

会議資料

日時 平成16年9月9日(木)午後2時~

場所 伊予市市民会館 4階 会議室

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 9 回 協 議 会 次 第

日 時 : 平成16年9月9日(木) 14:00 ~

場 所 : 伊予市市民会館 4階 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 協 議

協議第36号 特別職の職員の身分の取扱いについて

協議第37号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第38号 行政連絡機構の取扱いについて

協議第39号 各種事務事業(福祉関係)の取扱いについて

協議第40号 各種事務事業(農林水産関係)の取扱いについて

協議第41号 各種事務事業(商工観光関係)の取扱いについて

協議第42号 各種事務事業(その他事務事業)の取扱いについて

(2) その他

第10回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

4 閉 会

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成16年9月9日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

記

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、伊予市の額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 2 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、伊予市の額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 3 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の任期については、法令の定めるところによることとし、定数及び報酬については、次のとおり調整する。
 - (1) 教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び公平委員会委員の定数については、法令の定めるところによる。
 - (2) 監査委員の定数は、識見を有する者及び議会選出の委員の2人とする。なお、識見を有する委員は、非常勤とする。
 - (3) 固定資産評価審査委員会委員の定数は9人とし、3市町の区域からそれぞれ3人選任する。
 - (4) 各委員の報酬の額は、伊予市の額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

4 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として設置する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は、現行の制度をもとに調整する。

平成 年 月 日確認

特別職の職員の身分の取扱いについて

新設合併する市町村においては、市町村長、助役、収入役、教育長、各種委員会委員、審議会委員等の特別職は、法律で特例が認められているもの以外は、すべてその身分を失い、新市において、法律、条例等の定めるところにより新たに選任又は選挙する必要があります。

1 市・町長

合併関係市町村の長は、合併の日の前日に失職することとなります。市町村の設置による長の選挙については、公職選挙法第 33 条第 3 項により、新しい市町村の設置の日（当日算入）から起算して 50 日以内に行うこととなっています。

そこで、長が選挙されるまでの間、長の不在状態を防ぐため、合併関係市町村の長である者又はあった者（かつて合併関係市町村の長であった者ではなく、合併市町村の設置のために廃止された合併関係市町村の長であった者のことを指します。）の中から、その協議により定められた者（以下「職務執行者」という。）が合併市町村の長の職務を行うこととする調整措置が設けられています（地方自治法施行令第 1 条の 2）。この場合、「長であった者」とは、自治法第 152 条の規定による合併関係市町村の長の職務代理者等である者又は職務代理者等であった者を含むとされていますので、合併関係市町村の廃止の際に職務代理者であった場合に限り助役等についても職務執行者になることが可能です。

この合併市町村の長の職務執行者を選任するための協議は、合併の期日までに行い、協議書を作成しておくことが適当とされています。

合併市町村の長の職務執行者は、地方公共団体の公務員であるため公職選挙法第 89 条第 1 項の規定により現職のまま市町村長設置選挙に立候補できませんので（昭和 25 年 8 月 1 日全選局長行政課長）、立候補する場合は辞職するか、辞職せずして立候補した場合は立候補と同時に失職することとなります（公職選挙法第 90 条）。

2 助役・収入役

合併関係市町村の助役や収入役は、新設合併の場合、合併の日の前日に失職することとなります。長の職務代理者が助役や収入役を選任することができない（昭和 30 年 9 月 2 日行政実例）ように、合併市町村の長の職務執行者は、助役や収入役を選任することができませんので、新しい市町村長が選挙されてから、議会の同意を得て助役や収入役を選任することとなります。

しかし、収入役については、地方自治法第 170 条第 3 項、第 5 項、第 6 項において、収入役が欠けたときは必ずその職務を代理する者を置くこととなっていますので、新設合併の場合には、正式に収入役が選任されるまでの間は、収入役職務代理者が収入役の職務を行うこととなります。具体的には、合併の日に合併

市町村の長の職務執行者が会計担当課長等を収入役職務代理者に指定する必要があります。

なお、収入役制度の改正により人口10万未満(想定)の市については、条例で収入役を置かず、市長又は助役に兼掌させることができることになっております。

3 教育長

教育長は、一般職に属する地方公務員とされています(昭和26年3月13日行政実例)が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第4条第1項及び第16条第2項の規定により議会の同意を得て任命される特別職である教育委員会委員の身分を併せ持つことから、市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」という。)第9条の一般職職員の身分保障規定の適用はないものと考えられており、合併の日の前日に失職することとなります。先進事例でも特別職と同様の取扱いをしています。

なお、新設合併の場合の最初の教育長は、教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、地教行法施行令第18条第1項及び第19条の規定に基づき、合併市町村の長の職務執行者によって臨時に選任された教育委員会委員の互選によって決められることとなります。

4 議会議員

合併関係市町の議会議員については、合併特例法第6条及び第7条において、議員の定数及び在任に関する特例が定められており、当協議会で協議した結果、合併特例法に規定する特例は適用しない、定数は22人とすることが確認されたため、公職選挙法第33条第3項により、新しい市町村の設置の日から起算して50日以内に選挙が行われることとなります。

5 行政委員会の委員

地方自治法第180条の5で、市町村の執行機関として法律で設置を義務づけられている委員会及び委員としては、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会がありますが、これら委員は、特別職の職員であり、新設合併によりその身分を失います。このため、合併後、新たに選任又は選挙されることとなりますが、職務の継続性が求められることなどから、新設合併の場合は、教育委員会の最初の委員、議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員に限っては、新しい市町村長の就任を待たずに合併時に一定期間その職務を行います。

(1) 教育委員会の委員

教育委員会の最初の委員については、地教行法施行令第18条以下に特例規定が設けられており、合併市町村の長の職務執行者が、合併の日の前日に合併関係市町村の教育委員会の委員であった者の中から、合併市町村の教育委員会

の委員を臨時に選任するものとし、選任することができる者の数が教育委員会の定数を満たさないときは、その不足する数の委員を合併市町村の長の被選挙権を有する者の中から選任することとなっています。

この場合、最初に招集すべき教育委員会の会議は、合併市町村の長の職務執行者が招集することになります。また、臨時に選任された委員の任期は、合併市町村設置後、長の最初の選挙後最初に招集される議会の会期の末日までとなっています。

委員数：5人（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条）

任期：4年（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条）

（2）選挙管理委員会の委員

議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会委員は、地方自治法施行令第4条の規定に基づき、合併関係市町村の選挙管理委員会委員であった者の互選により定められます。選挙管理委員会の定数は、地方自治法第181条の規定により4人の委員をもって組織することとされていますので、暫定の選挙管理委員会にあっても4人を互選することになります。これらの者が、正式に議会で委員が選挙されるまでの間、臨時に選挙管理委員会委員の職務を行うこととなります。

なお、選挙管理委員会委員である者若しくは選挙管理委員会委員であった者が定数に満たないとき、又は選挙管理委員会委員であった者がいないときは、合併市町村の長の職務執行者が、その不足数について選挙管理委員会委員の補充員であった者などの中から選任することとなります。

委員数：4人（地方自治法第181条第2項）

任期：4年（地方自治法第183条）

（3）農業委員会の委員

農業委員会の委員のうち、選挙による委員については、合併特例法第8条において、任期等に関する特例が定められており、当協議会で協議した結果、合併特例法に規定する特例を適用し、3市町の選挙による委員37人は、平成17年7月19日まで在任する。なお、在任期間後の選挙による委員の定数は、30人とすることが確認されております。

（4）固定資産評価審査委員会の委員

固定資産評価審査委員会の委員については、地方税法第423条第8項の規定により、合併市町村の長が選挙されるまでの間は、合併市町村の長の職務執行者によって合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任された者が、その職務を行うこととなります。

また、同条第9項の規定により、合併市町村の長が選挙された後で合併市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、合併市町村の長によって合併関係市町村の固定資

産評価審査委員会の委員であった者の中から選任された者が、その職務を行うこととなります。

委員数：3人以上（地方税法第423条第2項）

任期：3年（地方税法第423条第6項）

（5）監査委員・公平委員会の委員

監査委員については、特別選任手続の規定はありません。また、監査委員の選任行為は性質上代理になじまないため、合併市町村の長の職務執行者は監査委員の選任をすることができません。地方自治法第197条に監査委員は任期後「後任者が選任されるまでの間は、任期後の監査委員がその職務を行うことを妨げない」という規定がありますが、市町村の設置があった場合には同条の適用はないものとされています（昭和42年1月10日行政実例）ので、新しい市町村長の就任を待って監査委員が選任されるまでの間は、監査委員が置かれていない状態となります。

また、公平委員会の委員についても、同様の状態になるものと考えられています。

〔監査委員〕

委員数：3人又は2人（地方自治法第195条第2項）

任期：識見を有する者は4年、議員のうちから選任される者は議員の任期（地方自治法第197条）

〔公平委員会〕

委員数：3人（地方公務員法第9条第1項）

任期：4年（地方公務員法第9条第10項）

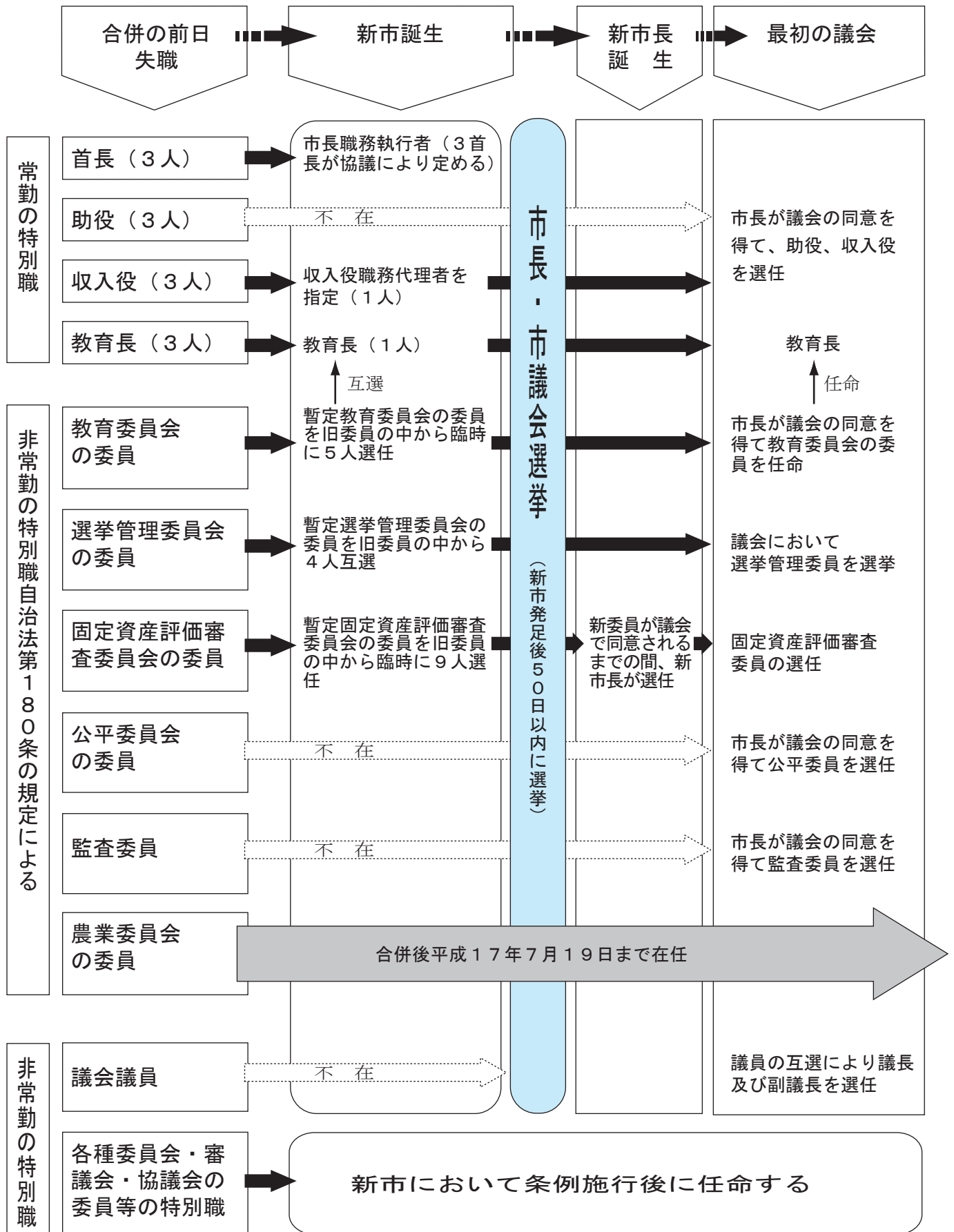
6 その他の条例等で定める特別職の職員

審議会、委員会等の委員、その他の非常勤の特別職の職員については、合併に伴いその身分を失うこととなり、新市において必要に応じ、新たに任命する必要があります。

（1）法令等で設置が義務付けられている審議会等については、引き続き新市において設置し、法令等の範囲内で、実情に応じて弾力的な運用を行い、その合理的・効率的な運用に努める必要があります。

（2）法令等で設置が義務付けられていない審議会・委員会等の附属機関の委員、その他の非常勤の特別職の職員については、その設置の目的、3市町の設置状況、活動の実態等を踏まえて見直しを行い、新市において設置する必要があるものは設置する。その際、審議会等の統合、委員等の構成、委員等の数の削減その他運営の改善を図る必要があります。

○ 特別職の身分の合併前後の取扱い



給料及び報酬等の状況

1 市・町長、助役、収入役、教育長 (単位：円)

区 分	伊 予 市		中 山 町		双 海 町	
	任 期	給 料 (月額)	任 期	給 料 (月額)	任 期	給 料 (月額)
市・町長	H15. 2. 3 ~ H19. 2. 2	891,000	H12.12.24 ~ H16.12.23	697,000	H15. 4.30 ~ H19. 4.29	790,000
助 役	H15. 3.11 ~ H19. 3.10	691,000	H13. 6.28 ~ H17. 6.27	560,000	H15. 6.27 ~ H19. 6.26	634,000
収入役	H15. 3.24 ~ H19. 3.23	601,000	H14. 3.14 ~ H18. 3.13	515,000	H15. 6.27 ~ H19. 6.26	588,000
教育長	H12.10. 5 ~ H16.10. 4	578,000	H14. 1. 4 ~ H18. 1. 3	500,000	H15. 4. 1 ~ H16.11. 2	564,000

(平成16年4月1日現在)

2 議会議員 (単位：円、人)

項 目		伊 予 市	中 山 町	双 海 町
任 期		H15. 2. 6 ~ H19. 2. 5	H15. 2.25 ~ H19. 2.24	H15. 4.30 ~ H19. 4.29
報酬 (月額)	議 長	429,000	255,000	280,000
	副議長	348,000	208,000	224,000
	議 員	318,000	185,000	198,000
定数(現員数)		18(17)	14(14)	14(14)

(平成16年4月1日現在)

3 行政委員会委員 (単位：人、円)

区 分		伊 予 市		中 山 町		双 海 町	
		定数	報 酬 額	定数	報 酬 額	定数	報 酬 額
教育委員会	委員 長	1	月 56,600	1	年 225,000	1	年 240,000
	委 員	3	月 46,900	3	年 194,000	3	年 206,000
選挙管理 委員会	委員 長	1	月 20,200	1	年 66,000	1	年 67,000
	委 員	3	月 15,400	3	年 50,000	3	年 52,000
公平委員会	委員 長	1	日 11,700	(愛媛県に事務委託)			
	委 員	2	日 9,500				
監 査 委 員	識見を有する者	1	月 90,800	1	年 172,000	1	年 183,000
	議会選出議員	1	月 30,200	1	年 150,000	1	年 159,000
農業委員会	会 長	1	月 29,000	1	年 178,000	1	年 190,000
	会長代理	1	月 16,000	1	年 148,000	1	年 156,000
	委 員	21	月 16,000	13	年 144,000	13	年 153,000
固定資産評価審査委員会委員		3	日 9,500	3	年 12,000	3	日 6,300

(平成16年4月1日現在)

4 その他の条例等で定める特別職

(単位：人、円)

区 分		伊 予 市		中 山 町		双 海 町		
		定数	報 酬 額	定数	報 酬 額	定数	報 酬 額	
法令に根拠を有するもの	防災会議委員	19	日 5,700	8	-	18	-	
	民生委員推薦会委員	14	日 5,700	7	日 5,000	7	日(物品)5,000	
	国民健康保険 運営協議会	会 長	1	日 5,700	1	年 13,000	1	年 14,000
		委 員	14	日 5,700	8	年 12,000	8	年 13,000
	介護認定審査会委員	45	内 日 18,000	(伊予市に事務委託)				
	環境審議会委員	15	内 日 5,700					
	都市計画審議会委員	15	内 日 5,700					
	社会教育委員	10	日 5,700	10	年 19,000	10	年 20,000	
	公民館運営審議会委員	10	日 5,700					
	体育指導委員	20	年 20,000	7	年 32,000	12	内 年 29,000	
	文化財専門員・保護委員	10	内 日 5,700	5	年 17,000	5	年 10,000	
	選挙管理委員会関係	選挙長	1	日 10,700	1	日 10,700	1	日 10,700
		投票所の投票管理者	17	日 12,700	4	日 12,700	4	日 12,700
		期日前投票所の投票管理者	1	日 11,200	1	日 11,200	1	日 11,200
		開票管理者	1	日 10,700	1	日 10,700	1	日 10,700
投票所の投票立会人		34	日 10,800	12	日 10,800	8	日 10,800	
期日前投票所の投票立会人		1	日 9,600	1	日 9,600	1	日 9,600	
開票立会人		3	日 8,900	3	日 8,900	10	内 日 8,900	
選挙立会人	3	日 8,900	3	日 8,900	10	内 日 8,900		
条例等に根拠を有するもの(主なもの)	情報公開審査会委員	3	内 日 15,000	5	内 日 15,000	5	内 日 15,000	
	特別職報酬等審議会委員	5	日 5,700	6	日 7,000	6	日 6,300	
	政治倫理審査会委員	7	日 5,700					
	倫理審査会委員	7	日 5,700					
	交通指導員	32	年 23,000	13	年 48,000	15	年 45,000	
	区 長	34	年 140,000	47	年 103,000	34	年(平均)114,000	
	広報委員	172	年(平均)48,500					
	民生児童委員・主任児童委員	会 長	1	年 132,800	1	年 103,000	1	年 108,000
		副会長	3	年 132,800	1	年 91,000	1	年 95,000
		女性部長	1	年 132,800	1	年 91,000		
		委 員	58	年 120,600	15	年 84,000	19	年 87,000
	生活相談員	1	月 123,000					
社会教育指導員	1	月 98,900	1	月 54,000	1	月 112,000		
公民館	地区館長	4	月 161,000	4	年 124,000	2	年 114,000	
	(自治公民)館長					35	年 10,000	

区 分		伊 予 市		中 山 町		双 海 町		
		定数	報 酬 額	定数	報 酬 額	定数	報 酬 額	
条例等に根拠を有するもの(主なもの)	青少年問題協議会委員	20	内 日 5,700					
	扶桑会館運営審議会委員	10	内 日 5,700					
	同和対策委員会委員	13	日 5,700					
	家庭相談員	2	月 97,200					
	消 防 団	団 長	1	年 127,000	1	年 110,000	1	年 117,000
		副団長	2	年 99,400	2	年 80,000	2	年 85,000
		分団長	4	年 66,300	6	年 64,000	7	年 66,000
副分団長		4	年 51,400	6	年 42,000			
部 長		22	年 38,400					
班 長		72	年 29,600	34	年 30,000	35	年 30,000	
	団 員	302	年 22,600	230	年 22,000	171	年 23,000	

(平成16年4月1日現在)

関係する主な法令(抜粋)

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(委員会・委員の設置)

- 第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。
- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(知事及び市町村長)

- 第139条 都道府県に知事を置く。
- 2 市町村に市町村長を置く。

(長の任期)

- 第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。
- 2 前項の任期の起算については、公職選挙法第259条及び第259条の2の定めるところによる

(長の職務の代理)

- 第152条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は助役がその職務を代理する。この場合において副知事又は助役が2人以上あるときは、予め当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定がないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。
- 2 副知事若しくは助役にも事故があるとき若しくは副知事若しくは助役も欠けたとき又は副知事若しくは助役を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団体の長に事故があるとき若しくは当該普通地方公共団体の長が欠けたときは、当該普通地方公共団体の長の指定する吏員がその職務を代理する。
- 3 前項の場合において、同項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がいないときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の事務吏員がその職務を代理する。

(副知事及び助役の設置)

- 第161条 (略)
- 2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。
- 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

(副知事及び助役の選任)

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び助役の任期)

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(出納長・副出納長及び収入役・副収入役)

第168条 (略)

2 市町村に収入役1人を置く。ただし、政令で定める市及び町村は、条例で収入役を置かず市町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3～6 (略)

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8～9 (略)

(出納長・収入役等の職務権限)

第170条 1～2 (略)

3 副出納長又は副収入役は、出納長又は収入役の事務を補助し、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときは、その職務を代理する。副出納長又は副収入役が2人以上あるときは、予め当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定がないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

4 (略)

5 副出納長又は副収入役を置かない普通地方公共団体にあつては、普通地方公共団体の長は、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならない。

6 出納長若しくは収入役に事故がある場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合において、副出納長若しくは副収入役(前項の規定により出納長又は収入役の職務を代理すべき吏員を含む。以下本項において同じ。)にも事故があるとき、又は副出納長若しくは副収入役も欠けたときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の出納員がその職務を代理する。

(委員会及び委員の設置)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 (略)

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

- (1) 農業委員会
- (2) 固定資産評価審査委員会
- 4 (略)
- 5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。
- 6 ~ 8 (略)

(選挙管理委員会の設置及び組織)

- 第 1 8 1 条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。
- 2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

(選挙管理委員及び補充員の選挙)

- 第 1 8 2 条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。
- 2 ~ 8 (略)

(選挙管理委員の任期)

- 第 1 8 3 条 選挙管理委員の任期は、4 年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。
- 2 ~ 4 (略)

(監査委員の設置及び定数)

- 第 1 9 5 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。
- 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより 3 人又は 2 人とし、町村にあつては 2 人とする。

(監査委員の選任)

- 第 1 9 6 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者 (以下本款において「識見を有する者」という。) 及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が 4 人のときは 2 人又は 1 人、3 人以内のときは 1 人とするものとする。
- 2 ~ 5 (略)

(監査委員の任期)

- 第 1 9 7 条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(報酬及び費用弁償)

- 第 2 0 3 条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員 (再任用短時間勤務職員を除く。) に

対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。
- 3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)

(長の職務を暫定的に行う者)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2~3(略)

(暫定的選挙管理委員)

第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもつてこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であつた者がいないときは、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であつた者(これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもつてこれに充てるものとする。

- 2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。

公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号)

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 1~2(略)

- 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

4~5(略)

(公務員の立候補制限)

第89条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員(特定独立行政法人又は日本郵政公社の役員及び職員を含む。次条及び第103条第3項において同じ。)は、この限りでない。

- (1) 内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣(法律で国务大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。)及び大臣政務官(長官政務官を含む。)
- (2) 技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者で、政令で指定するもの
- (3) 専務として委員、顧問、参与、嘱託員その他これらに準ずる職にある者で臨時又は非常勤のものにつき、政令で指定するもの
- (4) 消防団長その他の消防団員(常勤の者を除く。)及び水防団長その他の水防団員(常勤の者を除く。)
- (5) 地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項に規定する職員で、政令で指定するもの

2~3(略)

(立候補のための公務員の退職)

第90条 前条の規定により公職の候補者となることができない公務員が、第86条第1項から第3項まで若しくは第8項、第86条の2第1項若しくは第9項、第86条の3第1項若しくは同条第2項において準用する第86条の2第9項前段又は第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の規定による届出により公職の候補者となつたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなす。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。(以下略)

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2~4(略)

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(教育長)

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。

3～4(略)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年6月30日政令第221号)

(最初の委員の選任等)

第18条 市町村の設置があつた場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村長職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなつたもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。

(最初の教育長の互選)

第19条 市町村の設置があつた場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。

地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～5(略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによつて、委

員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。

- 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。
- 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

地方公務員法

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～9 (略)

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。

12～13 (略)

関係する主な行政実例（抜粋）

昭和27年6月21日行政実例

職務執行者の辞職

（地自行発第182号 広島県総務部長宛 行政課長回答）

照 会

- 1 普通地方公共団体の設置があった場合においては、令第1条第1項の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者を、従来当該地方公共団体の地域の属していた関係地方協団体長たる者又は長であった者（以下「関係者」という。）の協議によって定めることとなっているが、いったん定められた職務執行者は、当該地方公共団体の長が選挙されるまでの間に辞職することができるか。
- 2 辞職できるとすれば、その辞職届はだれに提出すべきか。
- 3 職務執行者は、事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき吏員をあらかじめ指定しておくことができるか。
- 4 関係者の協議をもって、当該地方公共団体の長が選挙されるまでの間を、適宜区切って関係者が職務執行者を交代するようなことを定めることができるか。

回 答

- 1 お見込みのとおり。
- 2 職務執行者が辞職した場合に長の職務を行うべき者に提出するべきである。
- 3 お見込みのとおり。
- 4 所問のごとき交代をすることはできないものと解する。

昭和30年9月2日行政実例

長の職務代理者による助役の選任

（自丁交発第116号 奈良県総務部長宛 行政課長回答）

照 会

第247条の規定による職務代行者が助役の選任をすることはできず、また、たとえ選任したとしてもその選任行為は無効と解してさしつかえないか。

回 答

お見込みのとおり、第152条の職務代理者及び第247条の職務代行者は、原則として長の職務の全部を代行するものであるが、事の性質上他の代行を許されない事件は除外すべきものであって、たとえば、議会の解散、助役、収入役の選任はできないといわなければならない。

昭和26年3月13日行政実例

地方公務員法上の教育長の職について

(地自公発第66号 吉原司長宛 公務員課長回答「地方公務員の範囲について」)

照 会

地方公務員法第3条の規定によれば、教育長は一般職員とみなされるが、教育委員会法においては、地方公務員が例示のごとく運用されぬ場合もあり、特別職とみなされるような事項がうたわれております。

(例示)

- 1 (第41条第3項)教育長の任期は4年とする、ただし再任することができる。
- 2 (教育委員会法施行令第19条)教育長については官吏の分限に関する規定を準用しない。

回 答

教育長は、一般職に属する地方公務員であり、ただその職務と責任の特殊性に基づいて、他の職員と異なる特例的規制を受けるものにすぎない。

昭和42年1月10日行政実例

長の職務執行者による監査委員選任の可否

(自治行第5号 全国都市監査委員会会長都市大阪市監査委員宛行政課長回答)

照 会

2以上の市を廃止して、その区域をもって新たに1つの市の設置があった場合

- 1 地方自治法施行令第1条第1項の規定による長の職務執行者が議会の同意を得て監査委員を選任することは違法となるか。
- 2 地方自治法第197条ただし書の規定により職務を執行できるか。

回 答

- 1 長の職務執行者は、監査委員を選任すべきものではない。
- 2 地方自治法第197条ただし書の規定の適用はないものと解する。

【県内先進地事例】

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(平成16年11月1日合併予定)

特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。
- 2 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。
- 3 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。
- 4 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額は現行の制度をもとに調整する。

今治市及び越智郡11か町村合併協議会(平成17年1月16日合併予定)

特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- (1) 市長、助役、収入役及び教育委員長の設置については、法令の定めるところによる。給料の額は、今治市の例を基本に調整する。
- (2) 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、今治市の例を基本に調整する。
- (3) 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。
報酬の額については、今治市の例を基本に調整する。
- (4) その他の条例等で定める特別職の委員については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合し、設置にあたってはより効果的、効率的な体制を検討するものとする。報酬の額については、現行の業務に照らし合わせて調整する。

重信町川内町合併協議会(平成16年9月21日合併予定)

- (1) 特別職の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、両町の長が協議して定める。
- (2) 新市の職務執行者については、両町の長が別に協議して定めるものとする。

東宇和・三瓶町合併協議会(平成16年4月1日合併 西予市)

特別職の職員(市議会議員、農業委員会委員及び消防団員は除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 2 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 3 審議会・委員会等の附属機関については、5町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町ないし4町に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。
- 4 その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に新たに設置する。
- 5 新市の職務執行者については、合併までに5町の長が別に協議して定めるものとする。

西宇和合併協議会(平成16年10月1日合併予定)

特別職(議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。)については、その設置、人員、任期について、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は新町において新たに設置する。報酬等については、5町村の長が別に協議して合併時まで調整する。

協議第 37 号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 16 年 9 月 9 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

使用料、手数料等の取扱いについて

- 1 使用料、手数料については、合併時に統一するよう努めるものとする。
- 2 統一が困難なものについては、当分の間現行どおりとし、新市において調整に努める。

平成 年 月 日確認

[協議第 3 7 号 資料]

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料とは、地方自治法第 225 条に基づき、行政財産や公の施設の使用、利用の対価として、使用者から徴収する料金のことです。

また、地方自治法第 228 条第 1 項により、使用料に関する事項は、条例で定めなければならないことになっています。

公民館や文化施設、体育施設の使用料、水道料金などがこれに当たります。

手数料とは、地方自治法第 227 条に基づき、地方公共団体が行う事務のうち、特定の者のために行うものについて、その費用を償うため、又は報償として徴収する料金のことです。徴収した料金はその地方公共団体の収入となります。

また、使用料と同様に地方自治法第 228 条第 1 項により、地方公共団体の事務につき手数料に関する事項は、条例で定めなければならないことになっています。

戸籍や住民票を交付する場合の手数料などがこれに当たります。

合併関係市町の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議します。

これらの協議・調整は、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われる必要があります。

【 根拠法令等 】

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（使用料）

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について

手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

【県内先進地事例】

西予市（H16.4.1合併）

- 1 使用料については、新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、5町間で同一又は類似の施設の使用料については、合併時に統一するよう努めるものとする。
- 2 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、合併時に統一するよう努めるものとする。
- 3 差異の著しいものや事情により調整が困難なものについては、当分の間現行のとおりとする。

四国中央市（H16.4.1合併）

新市における住民の一体性の確保を図るとともに、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、使用料については、4市町村間で同一又は類似の施設の使用料は、可能な限り統一に努めるものとする。また、手数料についても、可能な限り統一に努めるものとする。

大洲喜多合併協議会（H17.1.11合併予定）

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、4市町村間で同一あるいは類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。
- 2 手数料については、住民の「一体性確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。

協議第 38 号

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 16 年 9 月 9 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構（広報区及び自治会）の組織及び区域等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに住民の理解を得て、伊予市の例により調整する。

平成 年 月 日確認

行政連絡機構の取扱いについて

市町村の行政連絡機構（広報区、自治会など）は地域コミュニティの歴史に根ざしており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがあります。

3 市町における行政連絡機構の状況を把握し、合併後において不均衡等が生じないように調整を図る必要がある。

関係する主な法令（抜粋）

市町村の合併の特例に関する法律

（国、都道府県等の協力等）

第 1 6 条〔第 1 項～第 7 項省略〕

- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

【先進地事例】

○ さぬき市〔H14.4.1 合併〕

- 1 自治会の区域、名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め統一を図る。
- 2 自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。
- 3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月 1 5 日とする。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会〔H15.4.1 合併〕

- 1 自治会組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。
- 2 自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、1 4 の地区自治会連合会を置く（高富地域 5、伊自良村 2、美山地域 7）。
- 3 自治会連合会事業については新市において調整する。

南宇和合併協議会〔H16.10.1 合併予定〕

- 1 行政連絡機構（区長会）については現行のまま新町に引継ぐ。
- 2 報酬等については、合併後調整する。
- 3 行政区に対する運営費補助については、新町において検討する。

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 16 年 9 月 9 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

記

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、次のとおり調整する。

- 1 国又は県等の制度に基づいて実施している福祉関係事業については、現行のとおり新市においても実施する。
- 2 3市町独自の福祉関係事業については、従来の実績等を尊重しつつ、新市域全体の均衡を保つように調整する。

平成 年 月 日確認

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成16年9月9日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

記

各種事務事業（農林水産関係）の取扱いについて

【農業関係事業】

- 1 農業振興地域整備計画については、新市において策定する。
- 2 農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープランについては、新市において策定する。
- 3 農業制度資金については、合併時に調整する。
- 4 農業関連団体の育成については、統合可能な組織は再編を図る中で、新市において調整する。
- 5 農業振興制度については、新市において調整する。ただし、市町単独事業のうち、所期の目的を達成した事業については、合併時に廃止する。
- 6 水田農業経営確立対策推進事業については、新市において調整する。
- 7 農林業施設の運営については、新市において調整する。

【林業関係事業】

- 1 森林整備計画については、新市において策定する。
- 2 林業関連団体の育成については、統合可能な組織は再編を図る中で、新市において調整する。
- 3 林業振興制度については、新市において調整する。ただし、市町単独事業のうち、所期の目的を達成した事業については、合併時に廃止する。
- 4 森林環境保全事業については、新市において中山町の例により調整し、新たな制度を制定する。
- 5 鳥獣被害駆除防止事業については、合併時に調整する。

【水産業関係事業】

- 1 漁業関連団体の育成については、新市において調整する。
- 2 漁業制度資金については、合併時に双海町の例により調整し、新たな制度を制定する。

【農林土木関係事業】

- 1 農林振興総合整備事業（伊予山海地区）については、現行どおり実施する。受益者負担についても、現行どおりの負担割合とする。
- 2 土地改良事業については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。
- 3 原材料支給事業については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。
- 4 建設機器の運用については、合併時に中山町の例により調整し、新たな制度を制定する。
- 5 林道整備・管理事業については、合併時に調整する。
- 6 林内作業車道開設事業については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。

【災害復旧関係事業】

- 1 農業施設災害復旧事業については、合併時に調整する。
- 2 林業施設災害復旧事業については、合併時に調整する。

平成 年 月 日確認

協議第 4 1 号

各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて

各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 9 月 9 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

各種事務事業（商工観光関係）の取扱いについて

- 1 企業誘致については、新市において新しい誘致制度を策定する。
- 2 商工観光関連団体の育成については、新市において調整し、商店街の活性化については、商工団体の組織再編等の動向を勘案しながら、新市において調整する。
- 3 中心市街地活性化基本計画は、新市において検討する。
- 4 中小企業事業資金融資制度については、合併時に調整する。
- 5 労働金庫貸付金提携融資制度については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。
- 6 観光、イベント事業については、新市において調整する。
- 7 観光交流施設の運営については、新市において調整する。

平成 年 月 日確認

各種事務事業（その他事務事業）の取扱いについて

各種事務事業(その他事務事業)の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 9 月 9 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

各種事務事業（その他事務事業）の取扱いについて

【指定金融機関等】

- 1 指定金融機関は、株式会社伊予銀行とする。
- 2 指定代理金融機関は、株式会社愛媛銀行、愛媛信用金庫、えひめ中央農業協同組合とする。
- 3 収納代理金融機関は、株式会社広島銀行、株式会社みずほ銀行、日本郵政公社とする。

平成 年 月 日確認

金融機関等の取扱いについて

指定金融機関とは、地方公共団体が公金の収納又は支払いの事務を取り扱わせるために置く金融機関をいいます。

指定金融機関の指定には議会の議決を要し、一地方公共団体を通じて指定金融機関たる法人は一つでなければなりません(地方自治法施行令第 168 条)。金融機関の指定は、都道府県は義務づけられ、市町村は任意である(地方自治法第 235 条)とされています。

指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関を総括します(地方自治法施行令第 168 条の 2 第 1 項)。

指定金融機関は、公金の収納又は支払いの事務につき、当該地方公共団体に対して責任を有するとともに、地方公共団体の長の定めるところにより担保の提供をしなければなりません(地方自治法施行令第 168 条の 2 第 1・2 項)。

指定代理金融機関とは、地方公共団体の長が、指定金融機関の取り扱う公金の収納及び支払いの事務の一部を代理して取り扱わせるために指定する金融機関をいいます(地方自治法施行令第 168 条第 3 項)。

指定代理金融機関の指定及び取消しに当たっては、地方公共団体の長が、指定金融機関の意見を聞かなければならないものとされています(同条第 8 項)。指定代理金融機関については、数の制限もなく、また指定に当たって議会の議決を必要としません。

公金の取扱いについては、指定金融機関に準ずることとされており(同令第 168 条の 3)、また、検査についても同様とされています(同令第 168 条の 4)。

収納代理金融機関とは地方公共団体の長が、指定金融機関の取り扱う収納の事務の一部を代理して取り扱わせるために指定する金融機関をいいます(地方自治法施行令第 168 条第 4 項)。

収納代理金融機関の指定及び取消しに当たっては、地方公共団体の長が、指定金融機関の意見を聞かなければならないものとされています(地方自治法施行令第 168 条第 6 項)。収納代理金融機関については、数の制限もなく、また指定に当たって議会の議決を必要としません。公金の取扱いや検査については、指定代理金融機関の場合と同様、指定金融機関に準ずるものとされています(同令第 168 条の 3、第 168 条の 4)。

なお、収納代理金融機関と指定代理金融機関との主な相違点は、収納代理金融機関が地方公共団体の公金の収納事務の一部を取り扱うものであるのに対し、指定代理金融機関は、公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱うということにあります。

【 根 拠 法 令 等 】

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号）

（金融機関の指定）

- 第 235 条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。
- 2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日 政令第 16 号）

第 7 節 現金及び有価証券

（指定金融機関等）

- 第 168 条 都道府県は、地方自治法第 235 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関(日本郵政公社を除く。次項及び第 3 項において同じ。)を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。
- 2 市町村は、地方自治法第 235 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、収入役をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。
- 6 前 2 項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第 58 条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。
- 7 第 1 項又は第 2 項の金融機関を指定金融機関と、第 3 項の金融機関を指定代理金融機関と、第 4 項の金融機関を収納代理金融機関と、第 5 項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。
- 8 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定

し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。

- 9 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

(指定金融機関の責務)

第 168 条の 2 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

- 2 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務(指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。)につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する。
- 3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。

(指定金融機関等における公金の取扱い)

第 168 条の 3 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関は、納税通知書、納入通知書その他の納入に関する書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づかなければ、公金の収納をすることができない。

- 2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、出納長若しくは収入役の振り出した小切手又は出納長若しくは収入役の通知に基づかなければ、公金の支払をすることができない。
- 3 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該普通地方公共団体の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にあつては、出納長又は収入役の定めるところにより、当該受け入れた公金を指定金融機関の当該普通地方公共団体の預金口座に振り替えなければならない。
- 4 収納事務取扱金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該市町村の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、収納事務取扱金融機関は、収入役の定めるところにより、当該受け入れた公金を収入役の定める収納事務取扱金融機関の当該市町村の預金口座に振り替えなければならない。

(指定金融機関等の検査)

- 第 168 条の 4 出納長又は収入役は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない。
- 2 出納長又は収入役は、前項の検査をしたときは、その結果に基づき、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
 - 3 監査委員は、第 1 項の検査の結果について、出納長又は収入役に対し報告を求めることができる。

(指定金融機関等に対する現金の払込み)

- 第 168 条の 5 指定金融機関を定めている普通地方公共団体において、出納長又は収入役が現金（現金に代えて納付される証券を含む。）を直接収納したときは、速やかに、これを指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。

郵便振替法（昭和 23 年 6 月 26 日 法律第 60 号）

(公金に関する郵便振替)

- 第 58 条 公社は、公金に関する郵便振替として、地方公共団体又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定により地方公共団体の収納若しくは支払の事務を取り扱う金融機関若しくは地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定により地方公営企業の業務に係る出納事務の一部を取り扱う金融機関を加入者とし、当該加入者が払い込み、又は振替を請求する場合を除いては、公社の定めるところにより地方税、分担金、使用料その他当該地方公共団体の徴収金の納付のための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱いをする。

第10回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

開催日程

日 時：平成16年 9 月 27 日(月) 14時00分から

場 所：中山町 農業総合センター 2階 中ホール

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議開催状況

〔開催実績〕

	開催市町	開催場所	開催日時
第1回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 4月 8日(木)15:30～
第2回	双海町	双海町町民会館	平成16年 5月13日(木)14:00～
第3回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年 6月10日(木)14:00～
第4回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 6月30日(水) 9:30～
第5回	双海町	双海町町民会館	平成16年 7月 8日(木)14:00～
第6回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年 7月22日(木) 9:30～
第7回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 8月12日(木)14:00～
第8回	双海町	双海町町民会館	平成16年 8月26日(木)14:00～
第9回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年 9月 9日(木)14:00～

〔開催予定〕

	開催市町	開催場所	開催日時
第11回	双海町	双海町町民会館	平成16年10月 7日(木)14:00～
第12回	伊予市		平成16年11月11日(木)14:00～
第13回	中山町		平成16年12月 9日(木)14:00～
第14回	双海町		平成17年 1月13日(木)14:00～
第15回	伊予市		平成17年 2月10日(木)14:00～
第16回	中山町		平成17年 3月10日(木)14:00～